

合理的配慮についてのお知らせ

本学では障害者差別解消法の改正に伴い、合理的配慮を行っています。合理的配慮とは、障害や特別な配慮を要する学生（慢性疾患・精神的な健康上の困難・難病等を含む）が他の学生と平等に教育を受ける機会を得られるように支援する取り組みです。

対象となる方

ご本人が就学する上で社会的障壁の除去を必要とし、そのための支援を受けることを希望する者。

※「社会的障壁」とは、障害や病を持つ学生が大学生活を営む上で障壁となるような事柄のことです。

合理的配慮の例

- ①移動、施設・施設利用、支援機器、用具の利用に関する配慮
- ②教材に関する配慮（電子データ化、拡大、字幕付け、事前配布等）
- ③情報伝達・コミュニケーションに関する配慮（手話、要約筆記、文書伝達等）
- ④定期試験に関する配慮（時間延長、別室受験、解答方法等）
- ⑤履修登録、学修支援等
- ⑥学生生活に関する配慮（トイレ、食事等）
- ⑦人的支援に関する配慮（ボランティア等）
- ⑧授業を除く学生生活全般
- ⑨大学卒業後に向けた支援

個別のニーズにより判断され、また大学として対応可能な範囲での配慮となります。すべてのニーズに対応できるわけではありません。

合理的配慮を希望される場合

【申請の方法】

ステップ1 学務課で申請書を受け取ってください。

ステップ2 必要事項を記入し、学務課に提出してください。
なお、配慮の内容を決定するため、原則として
医師の診断書や専門機関からの証明書が必要です。

※もっと詳しく聞きたい方、まずは相談をしたい方は、学務課、
チューター、教員、カウンセリング室、保健室などにお声掛けく
ださい。

【申請後の流れ】

1. 面談・相談

担当教職員がニーズを詳しくお聞きし、最適な配慮内容を
一緒に考えます。

2. 支援内容の決定通知

合理的配慮支援委員会にて合理的配慮内容の検討を行い、支援
内容を決定します。結果はご本人へ通知されます。

3. 合理的配慮の実施

合意された配慮を授業、実習等に反映します。

支援内容については適切かどうか定期的に見直しを行います。

注意事項

申し出から配慮内容決定まで
は一か月程度の期間がかかる
場合があります。

申請は早めに行うようにして
ください。

プライバシーについて

提供していただいた情報は、
必要な範囲でのみ使用し、
厳重に管理します。